

## 賃金のデジタル払いについて

2023年4月1日より、賃金のデジタル払いの制度が開始となりましたので簡単にご紹介します。実際の運用は、厚労省が資金移動業者からの指定申請について審査を行った後になります。(厚労省 HP 抜粋)

### 1. 賃金のデジタル払いについて

賃金の支払方法については、通貨のほか、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への振込み等によることができることとされています。

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、今般、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払(いわゆる賃金のデジタル払い)ができることとしました。

資金移動業者の指定要件等については、労働政策審議会労働条件分科会において、公労使の代表に議論いただいた上で、定められました。

### 2. 主なQ&A

○労働者は、必ず賃金のデジタル払いで受け取らなければならない、銀行口座等で受け取ることができなくなるのでしょうか。

賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。労働者が希望しない場合は賃金のデジタル払いを選択する必要はなく、これまでどおり銀行口座等で賃金を受け取ることができます。また、使用者は希望しない労働者に強制してはいけません。賃金の一部を資金移動業者口座で受け取り、残りを銀行口座等で受け取ることも可能です。

○労働者が賃金のデジタル払いを希望した場合、使用者は必ず応じなければならないのでしょうか。

賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。労働者のみならず、使用者に対しても導入を強制するものではありません

○賃金のデジタル払いを開始するために、事業場で必要な手続きを教えてください。

事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者と、賃金デジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定を締結する必要があります。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら  
長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

